

# 共生型生活介護事業所

## デイサービス桜花 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は、エフビー介護サービス株式会社（以下「事業者」という。）が開設するデイサービス桜花（以下「事業所」という。）において実施する共生型生活介護に係る事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共生型生活介護の提供に当たる者（以下「従業者」という。）が、支給決定を受けた障がい者（以下「利用者」という。）に対し、適正な共生型生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

二 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

三 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

四 事業の実施に当たっては、前3項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例」（平成24年長野県条例第60号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、共生型生活介護を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称            デイサービス桜花
- (2) 所在地           長野県小諸市大字八満68番地1

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者        1名

管理者は、従業者の管理、共生型生活介護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共生型生活介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者    1名以上

サービス管理責任者は次の業務を行う。

- ア 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。
- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する共生型生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、共生型生活介護の目標及びその達成時期、共生型生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成すること。
- ウ 生活介護計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した生活介護計画を記載した書面を利用者に交付すること。
- エ 生活介護計画作成後、生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、生活介護計画の見直しを行い、必要に応じて生活介護計画を変更すること。
- オ 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- カ 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- キ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 看護職員 2名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

(4) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(5) 生活支援員 1名以上

生活支援員は、生活介護計画に基づき、生活介護のサービスの提供を行う。

(6) 事務職員 1名以上

事務職員は、事務全般の業務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前8時30分から午後5時30分(9時間)までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は18名とする。

（共生型生活介護の内容）

第7条 事業所で行う共生型生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 入浴又は清拭
- (4) 身体等の介護
- (5) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

- (6) 生活相談
- (7) 健康管理
- (8) 送迎サービス
- (9) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
  - (2) から (8) に附帯する離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(共生型生活介護を提供する主たる対象者)

第8条 事業の主たる対象の障害の種類は、特定しないものとする。

(身体拘束)

第9条 共生型生活介護のサービス提供において、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

二 緊急やむを得ず身体拘束をする場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

三 「身体拘束廃止委員会」を設置すると共に、研修会等に参加させるなどして職員の自己啓発に努め、事業所全体で身体拘束廃止に取り組むものとします。

四 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 共生型生活介護を提供した際には、利用者から当該生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

二 事業所は、法定代理受領を行わない共生型生活介護を提供した際は、前項に掲げる共生型生活介護に係る利用者負担額のほか、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費の額の支払を受けるものとする。

三 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

(1) 次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに105円。

(2) 食事の提供に要する費用として、

昼食代 1食 750円      おやつ代 1食 50円

但し食事提供体制加算対象者については

昼食代 1食 450円      おやつ代 1食 50円

(3) レクリエーション活動費の材料代等。(実費)

(4) その他共生型生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費を徴収します。

四 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

五 第一項から第三項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、小諸市・佐久市（旧佐久市内）・御代田町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、共生型生活介護の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 健康状態に異常がある場合は、その旨申し出ること。又、看護師がバイタルチェックを行う際や、送迎時に不調があれば申し出ること。
- (2) 施設内の設備、備品等の使用に当たっては、管理者及び従業員の指示のもとに適切に利用すること。
- (3) 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わないこと。
- (4) 定められた場所以外での喫煙をしないこと。

(緊急時における対応)

第13条 共生型生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という）へ連絡するなど適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

- 二 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時における対応)

第14条 従業者は、共生型生活介護を実施中に、事故が発生した場合には、直ちに市町村、県及び当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 二 共生型生活介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 二 管理者は、防火管理者を選任する。
- 三 災害発生時に際しての避難すべき場所を予め定めておくこと。
- 四 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 五 防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、この計画に基づき年に2回、避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(衛生管理)

第16条 当事業所は、施設、食器その他の設備、飲水水について衛生的な管理に努め、保健所の助言指導のもとに食中毒、感染症の防止を図ります。

(苦情解決)

第17条 事業所は、提供した共生型生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 二 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。
- 三 提供した共生型生活介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が、また、法第11条第2項の規定により長野県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者及びその家族からの苦情に関して市町村又は長野県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は長野県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改

善を行うものとする。

四 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんにてできる限り協力するものとする。

(虐待防止等のための措置)

第18条 事業者は、障害児等の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選任
- (2) 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- (3) 虐待防止のための対策を検討する虐待防止委員会の設置及び委員会での検討結果についての従業者への周知徹底
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

事業者は、当該事業所の従業者又は養護者(日常的に世話をしている家族、親族、同居人など障害児等を現に養護する者)により虐待を受けたと思われる障害児等を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。また、障害児等に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(個人情報の保護)

第19条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 二 事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 三 事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、事業所の従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、事業所の従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(協力医療機関)

第20条 事業所は利用者の急変等に備えるため、次のとおり協力医療機関を定める。

協力医療機関	鳥山クリニック 長野県小諸市八満187番地1 電話 0267-26-0308
--------	---

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後3カ月以内
- (2) 継続研修 年12回
- 二 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 三 事業所は、利用者に対する共生型生活介護の提供に関する諸記録を整備し、当該共生型生活介護を提供した日から5年間保存するものとする。
- 四 事業所は、共生型生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 五 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2019年10月1日から施行する。

この規程は、2019年11月1日から施行する。

この規程は、2020年1月1日から施行する。

この規程は、2021年1月1日から施行する。

この規程は、2021年4月1日から施行する。

この規程は、2021年9月1日から施行する。

この規程は、2022年2月1日から施行する。

この規程は、2022年11月1日から施行する。

この規程は、2023年4月1日から施行する。